

こ総政第 2 号
令和5年4月1日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

こども基本法の施行について（通知）

こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）については、昨年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されます。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知願います。また、参考資料として、質疑応答集（Q&A）（別紙）をとりまとめたので、併せて周知をお願いします。

記

第1 法制定の目的（第1条関係）

これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務となっている。

このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定された。

第2 定義（第2条関係）

1 こども

本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。

2 こども施策

本法における「こども施策」は、(1) こどもに関する施策と(2) 一体的に講ずべき施策からなる。

(1) こどもに関する施策とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものと解され、その具体的な例が、第2項各号に列記されている。

(2) 一体的に講ずべき施策とは、

例えば、

- ・主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する施策(例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供)
- ・「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策(例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援)

といった施策が含まれると解される。

このように、(1) こどもに関する施策と(2) 一体的に講ずべき施策からなる「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。

なお、国民全体の教育の振興については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われるものである。こども基本法の目的・基本理念は、教育基本法第1条に定める「心身ともに健康な国民の育成」という「教育の目的」と通ずるものである。

なお、教育に係る個別作用法の運用に当たっては、これまでも日本国憲法、児童の権利に関する条約の趣旨が考慮されてきたところ、こども基本法の制定を機に、これらと合わせて基本法の趣旨が考慮されるべき旨を徹底していくことが求められる。

第3 基本理念(第3条関係)

こども施策を行うに当たっての基本理念を規定している。

第1号は、日本国憲法第11条の基本的人権の保障、同第13条の個人の尊重、同第14条の法の下での平等、さらには、児童の権利に関する条約第2条の差別の禁止の趣旨を踏まえて、規定されている。

第2号は、児童の権利に関する条約第6条の「生命に対する権利」の趣旨を踏まえて、こどもの成長を支えることを定めている。

第3号は、児童の権利に関する条約第12条の「児童の意見の表明の権利の確保」の趣旨を踏まえ、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定した。「自己に直接関係する全ての事項」とは、児童の権利に関する条約第12条と同様、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項と解される。また、「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、本法第11条で規定されているこども施策の策定等に当たってのこどもの

意見反映の機会などが想定されている。

第4号は、こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、こどもの意見が、その年齢及び発達に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものである。国では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組むことを、政府全体の方針としており、この「基本方針」でいう「こども政策」には、こども自身に直接関係する事項以外の事項が当然に含まれている。「児童の最善の利益」の考慮とは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することであり、「こどもの意見がその年齢及び発達に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

第5号は、児童の権利に関する条約の前文及び第18条の趣旨を踏まえ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことを定めたものである。また、家庭での養育が困難なこどもに対して、その健やかな成長のために同様の養育環境を確保することを定めたものである。

第6号は、子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを示したものである。

第4 責務等（第4～7条関係）

国・地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課している。事業主に対しては、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課している。また、国民に対して、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課している。

第5 年次報告（第8条関係）

こどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告（こども白書）を、毎年、国会に提出することを規定している（いわゆる法定白書）。

こども白書は、従来の「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」（本基本法により改正され法定白書化）の内容が盛り込まれ、1つの白書として、国会に提出されることとなる。

第6 こども大綱（第9条関係）

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなる。

こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性の

ある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく。

第7 都道府県こども計画、市町村こども計画（第10条関係）

都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。

都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

地方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待される。

第8 こどもの意見の反映（第11条関係）

国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めている。

ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解される。また、ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解される。

児童の権利に関する条約第12条では、個々のこどもに直接影響を及ぼす司法上・行政上の決定・措置に関する手続において当該こどもに対して意見を聴取する機会が与えられることが定められている。この趣旨を踏まえ、本法第3条第3号が規定されている。

一方、本法第11条は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」、つまり、こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めている。

こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられるが、例えば、以下のような手法が想定される。

- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。

- ・ 審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
- ・ こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

こどもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要である。具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきなのかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、様々であると考えられる。

また、当該施策が、(1) こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする「こどもに関する施策」であるのか、(2) 主たる目的はこどもの成長に対する支援等ではないがこどもや子育て家庭に関係する施策等である「一体的に講ずべき施策」であるのか、一律に判断することは難しいが、(1)「こどもに関する施策」は、(2)「一体的に講ずべき施策」と比較すると、相応のプロセスが求められるものと考えられる。

こども施策を決定する主体（各省各庁の長、地方公共団体の長等）が、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性などもしっかり考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断することとなる。

こどもの最善の利益を実現する観点から、当該施策の主たる目的等の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

こどもからの意見聴取に当たっては、こどもが意見を言いやすい環境づくりや、こどもの意見を聴く職員の姿勢、さらに、こどもと近い目線でこどもを支え、こどもの声を引き出す、ファシリテーターやサポーターのような役割も重要である。

また、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望まれる。

こども家庭庁において、今後、国や地方公共団体の取組を促進していく。

第9 総合的かつ一体的な提供のための体制整備（第12条関係）

こども施策において長年の課題とされてきた、年齢の壁、こどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これら3つの壁を打破し、統合的、一体的に支援を提供していくために規定された。

第10 関係者相互の有機的な連携の確保等（第13条・第14条関係）

こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要であり、第13条においては、国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が、第14条においては、有機的な連携の確保に資するための情報通信技術の活用について、それぞれ定められている。

地方公共団体における連携の確保のための手段として、協議会を組織することができることとされている。協議会の構成員としては、当該地方公共団体で医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う行政機関、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等が

想定されている。

本法における「協議会」とは、例えば、個別法に基づき置かれる以下のような協議会等（※）を含むものとして、包括的に規定されており、これらとは別の新たな協議会の設置を求めているものではないと解される。

- ・地方青少年問題協議会法に基づき、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図る、都道府県青少年問題協議会・市町村青少年問題協議会。
- ・子ども・子育て支援法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の調査審議等を行う合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）。
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づき、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会。
- ・児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会。

※上記と類似する機能を持つ条例等に基づく合議制の機関を含む。

第11 本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知（第15条関係）

こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方を、こどもをはじめ、広く国民に周知するために規定された。今後、こども家庭庁を中心に、関係省庁が連携して、あらゆる機会を通じて、当事者であるこども、保護者や教職員などのこどもと関わる大人のほか、広く社会に対して、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知していく。

第12 こども施策の充実及び財政上の措置等（第16条関係）

政府に対し、こども大綱の定めるところにより、こども施策の一層の充実を図るとともに、それに必要な予算の確保を図るための財政上の措置等を講ずる努力義務を課したものであり、閣議決定するこども大綱に基づき、一定の期間の中で、目標の達成に向け、財政的な見通しも持ちながら、施策を充実させていくことが求められている。

第13 こども政策推進会議（第17条～第20条関係）

従来の少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議等を統合する形で、こども家庭庁に、内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」が置かれることとなった。こども政策推進会議は、こども大綱の案を作成し、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔の役割を果たしていく。また、こども大綱の案の作成に当たり、こども、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の幅広い関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されている。

以上

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たったての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする

※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共回体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される

- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**

- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども基本法に関するQ&A【第1版（令和5年4月版）】

※ 本Q&Aは、適宜のタイミングで更新する予定。

【第2条関係】

Q1 「こども」の定義はなぜ平仮名でされているのか。

A1 「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」をいい、一定の年齢による上限を設けていない（Q2参照）。法令においては年少者や若年者を表すものとして、漢字の「子」に平仮名の「ども」で「子ども」や「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令で様々であること、また、当事者であるこどもにとってわかりやすく示すという観点から、平仮名の「こども」の表記を用いている。

Q2 「こども」の対象年齢はいくつまでか。

A2 18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としている。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう支えていく。

【第6条関係】

Q3 事業主の努力に係る規定の趣旨は何か。

A3 長時間労働などが男女の仕事と子育ての両立の難しさにつながっている現状に鑑みると、こどもの健やかな成長のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現など、国・地方公共団体のみならず、事業主の果たす役割も大きいといえる。

※なお、少子化社会対策基本法においても、子育て支援の観点から、事業主の努力に関する規定を設け、「事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう……必要な雇用環境の整備に努めるものとする。」と定められている。

【第8条・第9条関係】

Q 4 現行の3法律に基づく白書・大綱をなぜ束ねるのか。

A 4 現行の「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の3つの法律の下では、別々の閣僚会議の下で別々の大綱が作成されてきた。これら3つの法律は、それぞれ目的は異なるものの、こども施策に関する法律であり、重なり合う範囲も大きい。こども基本法では3つの法律に基づく施策の大綱及び施策に関する国会報告（白書）を一本化されることとなった。これにより、全体として、統一性のあるこども施策の大綱が策定され、また、白書についても、重複した説明のない、体系的に分かりやすいものとなる。また、こども基本法に基づく大綱が策定され、白書が提出された場合には、3つの法律に基づく大綱も策定され、白書も提出されたものとみなされるので、行政の事務的な負担も軽減されると見込まれる。

Q 5 令和5年度の年次報告はいつ頃公表されるのか。また、こども白書が作成された場合、「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」は廃止になるか。

A 5 令和5年の年内に国会報告することを想定している。白書は年次報告であるため既存の白書自体が廃止されるものではないが、こども白書には、これまで別々に作られてきた。3つの内容が盛り込まれ、1つの白書として国会に提出されることになり、今後は、こども白書の報告をもって各白書の報告とみなすこととなる

Q 6 こども大綱はいつ頃公表されるのか。

A 6 内閣官房に置かれたこども政策の推進に係る有識者会議において令和5年3月にこども大綱の策定に向けた論点として、第2次報告書を取りまとめたところ（※）。

（※） https://www.cfa.go.jp/councils/seisaku_yushikisha/

令和5年4月以降、総理大臣を長とするこども政策推進会議において、こども大綱の案の作成方針を定めた上で、こども家庭審議会において具体的な調査審議を進めていく。その後、こどもや若者などを対象とした公聴会やパブリックコメントなどを経た上で、こども大綱の案をこども政策推進会議が作成し、閣議決定する予定としている。

Q 7 こども大綱が作成された場合、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」は廃止になるか。

A 7 こども大綱の策定により、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」いずれも現行の大綱は廃止され、こども大綱に一元化されることになる。今後は、こども大綱の策定をもって既存3大綱の策定とみなすこととなる。

【第10条関係】

Q8 都道府県子ども計画及び市町村子ども計画に記載すべき要素は何か。

A8 都道府県子ども計画及び市町村子ども計画（以下、「自治体子ども計画」という。）は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定する子ども大綱を勘案して定めることとされている。

国の子ども大綱は、法第9条第3項において、

- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
 - ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項
- を含むものでなければならないとされており、したがって、子ども大綱を勘案して作成する自治体子ども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解される。

Q9 自治体子ども計画は、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとして作成できるか。

A9 法第10条第4項及び第5項のとおり、自治体子ども計画を作成するにあたり、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとして作成することが可能となる。

Q10 自治体子ども計画を、デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略と一体のものとして作成できるか。

A10 子ども大綱は、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱、少子化社会対策大綱の内容を含むものとして策定されるもので、自治体子ども計画は、子ども大綱を勘案して、これらに相当する内容が含まれる必要があることから、仮に地方版総合戦略と一体のものとして作成する場合には、これらに相当する内容を含めるとともに、地方版総合戦略としての内容を備える必要がある。また、自治体子ども計画は各自治体における子ども施策に全体として統一的に横串を刺すものとして、住民にとってわかりやすい内容となるようにする必要があり、仮に地方版総合戦略と一体のものとして作成した場合にも、住民が混乱を招くことがないよう細心の注意を払う必要がある。

Q11 自治体子ども計画とは別に、こども大綱のうち子どもの貧困対策に関する事項に係る部分を勘案して、子どもの貧困対策に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策に関する都道府県計画や市町村計画を定めることもできるか。

A11 可能である。ただし、その場合であっても、内容として、自治体子ども計画には子どもの貧困対策の推進に関する事項が含まれること（例えば、別に定める子どもの貧困対策に関する計画の概略を記載しつつ、当該事項の詳細に関しては別に定める子どもの貧困対策に関する計画を参照する旨を明記するなど）が必要である。

Q12 自治体子ども計画を策定するにあたって、こども大綱以外で策定指針のようなものは提供見込みか。提供されるとしたらいつ頃が見込まれるか。

A12 詳細な時期は現在検討中であるが、こども大綱が策定されるまでの間、引き続き情報提供を行う予定である。令和5年度予算では、都道府県、市町村が自治体子ども計画を策定するに当たって必要な経費について支援する補助金を計上しており、要綱・要領については追ってお示しする。

Q13 令和5年度は、自治体子ども計画の作成に係る補助事業があるが、令和6年度策定の場合にも令和5年度同様の助成事業が想定されているか。

A13 令和6年度以降の事業については、現時点では未定であるが、地方自治体における自治体子ども計画の策定の支援に努めてまいりたい。

Q14 令和5年度に子どもの貧困対策に関する計画と子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査、令和6年度に計画の見直し作業を実施予定であるが、自治体子ども計画策定支援事業の補助率1/2が該当するか。また、該当する場合は、令和5年度、令和6年度ともに該当するか。

A14 自治体子ども計画策定支援事業は、自治体子ども計画の策定に向けた調査（例えば、こども・若者の意識調査など）を対象とすることを想定しており、個別の調査や取組（例えば、子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査など）のみを行う場合には、自治体子ども計画策定支援事業の対象にならない。
こども大綱は、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱、少子化社会対策大綱の内容を含むものとして策定されるもので、自治体子ども計画は、こども大綱を勘案して、これらに相当する内容が含まれる必要があることから、自治体子ども計画の策定に向けた調査にあっても、これらに相当する内容の調査が含まれる必要がある。その際、①総合的な調査として1つの調査でまとめて行う、②個別の調査を複数行うことで全体として内容が含まれるようにする、どちらも可能であるが、②の場合には、複数行う調査の全体を補助申請時にあらかじめ示し、全体として自治体子ども計画の策定に当たって含めるべき内容が全て入っていることを示す必要がある。また、令和6年度以降の事業については現時点では未定であるが、地方自治体における自治体子ども計画の策定を支援できるよう検討してまいりたい。

Q15 市町村でこども計画を作る際に、複数の自治体で1つの計画を作成できるか。

A15 可能である。広域連合や一部事務組合も対象にする予定である。

Q16 現在の子ども・子育て支援事業支援計画の次期計画策定と合わせてこども計画を策定することを検討しているが、国として自治体こども計画をいつまでに策定することが望ましいと考えているか。

A16 自治体こども計画は、こども大綱を勘案して作成することになっているため、こども大綱の策定以降に作られることを想定している。子ども・子育て支援事業計画などの他の計画との関連を踏まえた具体的な策定スケジュールについては、地域の実情に応じて、各自治体で御判断いただくものと考えている。

Q17 こども基本法第9条には、こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、必要な事項を定めることとされている。こども施策は、こども基本法第2条第2項において(1)こどもに関する施策、(2)一体的に講ずべき施策とされているため、こども大綱には(2)で想定されている教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に係る事項が盛り込まれることになり、こども大綱を勘案して作成する必要がある自治体こども計画も同様の範囲の事項を盛り込む必要があるか。

A17 法第2条第2項の「一体的に講ずべき施策」は、教育施策・雇用施策・医療施策等の全般を指すものではなく、教育施策・雇用施策・医療施策等のうち「主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関連する施策」であり、こども大綱にはこれらの施策も盛り込まれる。自治体こども計画は、こども大綱を勘案して作成することとなっており、こども大綱と同様に、教育施策・雇用施策・医療施策のうち「主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関連する施策」に相当する事項が盛り込まれるものと解される。

Q18 次世代育成支援対策推進法は令和6年度末を期限とする時限立法だが、再び延長される見込みか。それともこども基本法に規定される自治体こども計画がその役割を担うため、延長されない、もしくは延長されたとしても自治体こども計画策定の規定は削除される見込みか。

A18 次世代育成支援対策推進法の延長等については、現時点では未定であるが、今後とも情報提供していく。

Q19 こども計画の策定に係る外部意見の取入れ、計画の進捗確認・評価のための体制が必要と考えるが、そのための体制は、こども基本法第 13 条に掲げられている「関係者相互の有機的な連携体制」を想定されているのか。

A19 法第 13 条第 2 項は、こども施策の適正かつ円滑に実施に向けた関係者相互の有機的な連携体制について一般的に規定しているものである。一方、第 11 条は、こども施策に対するこども等の意見の反映について規定され、自治体こども計画の作成・推進に当たっても意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められるが、具体的な方法や体制は、地域の実情に応じて各自治体に御判断いただくことになる。

【第 11 条関係】

Q20 こども施策へのこどもの意見反映は、必ず取り組まなければならないのか。

A20 法第 11 条において、国及び地方公共団体に対し、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、その対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを義務付ける規定が設けられている。令和 5 年 3 月に内閣官房においてこども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究を行い、報告書を取りまとめたので、御確認いただきたい（※）。

（※） https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei_process/

Q21 こどもの意見はどのような手法で聴けば良いのか。

A21 令和 4 年度に実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」の報告書においては、こどもの意見を聴く際にはデジタルネイティブ世代のこどもや若者にとって身近で有用な手段であるデジタルツールを有効に活用しつつ、様々な手法を併用し、多様な選択肢を用意するべきであるとされており、例えば、

- ・対面やオンラインでの意見交換、SNS を活用したチャット形式の意見交換。
- ・インターネットによるアンケート、児童館や青少年センター等こどもや若者の居場所を通じたアンケート。
- ・こども・若者を対象としたパブリックコメント。
- ・審議会・懇談会等へのこどもや若者の参画。
- ・学校、児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の活動の場や生活の場に出向いた意見交換。

などの手法を用意することが考えられる。

これらは例示であり、全て実施しなければならないというものではない。個々の施策の目的や内容、意見を聴くこどもや若者の状況や特性によっても最適な手法は多様であるため、様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会を確保することが重要である。令和 5 年 3 月に内閣官房こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会において調査研究報告書を取りまとめたので、御確認いただきたい。

Q22 こどもの意見反映のための予算措置としてどのようなことを検討すれば良いか。また、国から地方公共団体への補助事業などは検討しているか。

A22 既定の経費の中で対応するほか、委託実施のための経費を予算措置すること等が考えられる。なお、こども家庭庁においては、地方自治体へのファシリテーター派遣に加え、ファシリテーター養成プログラムや行政職員向けガイドラインの作成に向けた調査研究を進め、そうした情報の提供や好事例の横展開等を通じて地方自治体の取組を支援していく。

Q23 意見を反映させるために必要な措置を行う「地方公共団体」に、地方公共団体が設置する公立学校は含まれるのか。

A23 法第 11 条にある「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる一方、地方公共団体が設置する公立学校、公立病院、地方公営企業等は含まれないものと解される。

Q24 各学校は法第 11 条に基づいて校則の見直しを行う必要があるのか。

A24 法第 11 条は、校則の見直しについて各学校に義務を課すものではないが、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられる。例えば、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが必要である。校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

【第 13 条関係】

Q25 法第 13 条第 2 項に基づいて協議会を組織した場合、その旨を対外的に明確化する必要があるか。また、すでに個別法に基づき存在する協議会等を、法第 13 条第 2 項に基づき組織した協議会と位置付けなければならないか。

A25 国においては、既存の協議会等を法第 13 条第 2 項に基づき組織する協議会であること等について明確化することや、複数の個別法に基づく協議会等を同条第 2 項に基づき組織する協議会として位置づけることは要請しておらず、自治体の裁量に任せている。

【第 14 条関係】

Q26 「情報通信技術の活用」として具体的にどのような措置を想定しているか。

A26 例えば、地方自体において、個々の子どもや家庭の状況を利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野横断的に連携し、個人情報の適正な取り扱いに配慮しながら、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、アウトリーチ支援につなげる情報・データ連携が想定される。

【第 17 条関係】

Q27 「こども政策推進会議」とこども家庭庁設置法にある「こども家庭審議会」の関係はどのようになっているか。

A27 「こども政策推進会議」は、内閣総理大臣を会長とし、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣のほか、関係閣僚を構成員とする会議であり、こども大綱の案を作成するほか、こども施策に関する重要事項についての審議及びこども施策の実施の推進等の事務をつかさどることとされ、4月1日付で設置したところ。

他方、「こども家庭審議会」は、審議会として、こども施策に係る有識者や支援実践者、当事者などを主たる構成員とすることを想定しており、内閣総理大臣等の諮問に応じて、又は自ら専門的見地から、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項の調査審議や内閣総理大臣・関係各大臣等に対する意見具申などを行うこととされている。

したがって、「こども家庭審議会」が、より専門的・実務的な観点から調査審議等をする役割を担い、「こども政策推進会議」が、閣僚会議として施策をより強力で推進する役割を担うことが想定される。